

官

城県牡鹿郡の女川町と牡鹿町にある東北電力女川原子力発電所の周辺住民が、東北電力を相手取り、人格権と環境権に基づいて、その一号機の運転と二号機の建設のそれぞれ差止めを求めた民事訴訟で、仙台地裁民事一部（塚原朋一裁判長）が一月三一日、原告住民側の請求を棄却する判決を言い渡した。

裁判所が作成した判決理由の骨子は、次の通りだつた。

一 原子炉施設から環境への放射性物質の放出は、その抑制対策を講じても避け難いものであり、抽象的には、原告らの生命・身体に障害を発生させる可能性を否定し得ない。

二 原子炉施設に求められる安全性とは、その潜在的危険性を顕在化させないよう、放射性物質の放出ができる限り少なくし、これによる災害発生の危険性を社会観念上無視し得る程度に小さいものに保つことにある。

三 本件原子炉施設では、所要の安全確保対策が講じられており、社会観念上無視し得る程度を超えるような平常運転による放射線の放出または事故発生の可能性は、具体的には認められない。

主文は「棄却」だったが、判決には、いくつかの点で重要な判断や指摘が含まれていた。そのうちの一点は、環境権に基づく差止請求を「不

適法とはいえない」としたことだ。さらに、安全性の立証責任論をめぐり、原発の差止めを求めた民事訴訟では初めて、原告側が一定の立証をした後は電力会社側が立証責任を負うと明示し、「(被告は) 安全性に欠ける点のないことについて相当の根拠を示し、かつ非公開の資料を含む

一般住民への情報公開の必要を強調する形となつた。

また、判決は、石油代替エネルギーとして原子力発電を不適格とするとして原告住民側の主張を退けながらも、次のような異例の見解を示した。

もつとも、国の特定の政策が長期間一貫してとられてきたとしても、その政策が合理性を有するといえるためには、それを判断するに足りるだけの必要かつ十分な情報が国民に提供されなければならず、具体的には、①原子炉が設置される場合には、いかなる構造等の原子炉が設置されるのか、②事象が発生した場合には、それがいかなる原因・経緯で発生し、いかなる対応措置等をとったかなどについて、正確にして必要な資料を提出したうえで立証する必要がある」とした。

そして判決は、「トラブルが発生した場合は、可能な限り具体的データを明らかにすることが電力会社の責務」として、過去のトラブル発生原因について、新たな内容を含む報道番組に接した。本件訴訟においても、現行民訴法の解釈上、やむを

★JURIST TOPICS★

「問題なし」としない 女川原発判決

裁判所の真意は?

こうした判示は一見、情報公開を重視する立場を表したようにも読める。しかし、判決で「資料不足」を明らかにした仙台地裁民事一部は、女川原発に関する資料の提出を東北電力側に求めた原告住民側の申立てに対し、原子炉格納容器内の構造図と同社の保安規程については提出命令を出したが、過去に女川原発で起きたトラブルに関する報告書については、「内部文書」であることを理由に申立てを却下している。

「十分な資料が提出されない」との指摘が、東北電力を改めて批判していくことは確かだ。しかし、判文中で挙げた②の点について、裁判所は自らの訴訟指揮で、貧弱な証拠資料を充実させる可能性を持った原告住民側の申立てを退け、その芽を扼み取つたことになる。「問題なし」としない」という判決について、原発訴訟に携わってきた住民側の弁護士たちは、「自らの訴訟運営反省した

えない結果ではあるものの、右の①②の点に関し十分な資料が提出されない状況のもとで、審理及び裁判が行われたことは、右のような観点からすれば、問題なしとしないところである。

景

気低迷が続くな、九四年の

春闘が実質的に始まつた。経営側は企業業績が回復していない事

を根拠に定期昇給の延期もありうる

と厳しい姿勢。それに対して労働側

は有力単産が五一六%の賃上げ要求

を決定しているものの、すでに幹部

が三%台前半での決着を示唆するな

ど低調。ドイツでは金属労組が今年

の賃上げを巡ってストライキに出る

など、労働側の主張を全面に打ち出

しているが、日本では政界より一步

早く再編成を終えた連合傘下の労組

はより企業内組合の色彩を強め、経

営配慮型の春闘を開拓することにな

りそうだ。

政府、民間を問わず、各種の九四

年経済見通しで景気回復のポイントとされているのが個人消費だ。九三

年は総務庁の家計調査などに顕著に現れているように、サラリーマン世帯を中心に対象消費は前年水準を下回った状態が続いている。九三

年の春闘が三・八九%と四%割れに

止まり、夏冬の一時金も横ばいから減少程度となり、さらには生産現場では時間外労働の減少で総収入が頭打ちになっていることがこの背景にある。

政府・連立与党のみならず、野党の自民党や共産党も大幅な所得税減税の必要性を説いているのも、個人消費へのテコ入れが九四年度の日本

経済運営を考える時、最重要課題だから。ただ、所得税減税は実施の時期は早くても年度の半ば頃になる。その点、春闘での賃上げは、年度当初から消費者マインドに好影響を及ぼす。本音では政府も経営側に景気配慮型の賃上げを期待しているといつよさそうだ。

★ JURIST TOPICS ★

3%をめぐる攻防の
94年春闘

それを真っ向から否定しているのが日経連だ。永野健日経連会長は一月一二日の日経連総会で、「今年は企業防衛と雇用防衛が何よりも重要な要素。潜在失業者を一〇〇万人以上抱えるなか、賃上げによるコスト増に耐えられない」と、これまで春闘で労使間で形成されてきたベース・

アップは今年は不可能との姿勢を示した。また、経営側の春闘に望む基準方針である日経連の労働委員会報告も「賃上げの原資があれば、雇用の安定にあらるべきだ」と主張、さらに、企業によってはベアゼロに加え、定期昇給時期の延期も必要とする意見を述べた。一方で、経済界のなかでも「雇用か賃金かといったところはどうか」(平岩外四経団連会長)など、異論があることは確かだ。ただ、春闘を前にして、経営者のほとんどが昨年以上に厳しい姿勢で労働側に臨んでいるのはまぎれもない事実だ。経営側の基本姿勢は定昇(2%程度)にベアの上乗せを最少限に抑えるというものが、九四年は所得税減税が実施されることや、消費者物価の上昇が一%強に止まっていることなどから、三%弱の賃上げでも消費にマイナスの影響が出ることはないと読みだ。

労働側はペアゼロには反発しているものの、連合の鷺尾悦也事務局長が定昇(2%)に物価上昇分(2.2%)を加えた三・二%が最低目標であることを表明している。突き詰めれば今年の春闘は三%をはさむ攻防

では、経済界のなかでも「雇用か賃金かといったところはどうか」(平岩外四経団連会長)など、異論があることは確かだ。ただ、春闘を前にして、経営者のほとんどが昨年以上に厳しい姿勢で労働側に臨んでいるのはまぎれもない事実だ。経営側の基本姿勢は定昇(2%程度)にベアの上乗せを最少限に抑えるというものが、九四年は所得税減税が実施されることや、消費者物価の上昇が一%強に止まっていることなどから、三%弱の賃上げでも消費にマイナスの影響が出ることはないと読みだ。

労働側はペアゼロには反発しているものの、連合の鷺尾悦也事務局長が定昇(2%)に物価上昇分(2.2%)を加えた三・二%が最低目標であることを表明している。突き詰めれば今年の春闘は三%をはさむ攻防

景気上昇には影響なし

このように労働側が経営側に理解を示している背景には、企業業績が九四年三月期まで三期連続で悪化、九五年三月期も回復するにしても小幅なものとみられているからだ。大手から中小企業にまで拡大している雇用調整が本格的な人員削減に進んでいくことを労働側は危惧している。そこで、雇用の確保をはかるため、賃上げについては節度のある水準で收めようとの「大人の判断」が連合にあることは疑いない。

ただ、景気の観点からみれば三%程度の賃上げでは力は弱い。日本経済新聞社のまとめによると、三%の賃上げが行われても個人消費につながる雇用所得は〇・六%減少する。一時金の落込みや時間外労働の減少の影響があるためだ。結局のところ、労使の合作ともいえる「三%前後での決着」は、いまの景気低迷にさしたるプラスをもたらすものではなさそうだ。

米大統領は二月三日、ベトナムに対する禁輸などの経済制裁を全面解除し、ワシントンとハノイに両国の連絡事務所を相互に開設する、と発表した。制裁解除は、一九六四年、北ベトナム（当時）に対し経済制裁を科して以来三〇年ぶり、また七五年に同制裁をベトナム全土に広げて以降一九年ぶりのこととなる。

対越制裁解除は「秒読み段階」といわれながらも、大統領はこれまで決断を引き延ばしてきた。その背景には、大統領自身の「こだわり」があったといわれる。つまり、大統領と同じ世代がベトナム戦争に関わった時代、徴兵を忌避したとの後ろめたさがあったと、指摘する向きもあるからだ。

三日の記者会見で大統領が「今回の措置は、国交正常化を意味するのではない」と指摘したのはこのためで、正常化に向けては行方不明米兵（MIA）問題で、ベトナム側の一層の努力と進展が必要との見解を示した。これは米国内の遺族へ配慮正常化に踏み切るかだが、制裁解除を示したものだろう。

ともあれ今回の決断で米越関係が新段階に入ったことは確実だ。次の焦点は、大統領がいつ本格的な国交を示した。これは米国内の遺族へ配慮

★JURIST TOPICS★

米国が対越経済制裁 を全面解除

遅れをとることに強い懸念を抱く米経済界の突上げだ。すでに制裁解除を見越してボーイング社は旅客機の発注を当て込んでいたと伝えられており、さらにコカ・コーラ、ペプシ、IBM、GE、モービルなど大手企業がベトナムで本格的事業を開

クリントン政権は対越政策について、基本的にブッシュ前政権が敷いた同じレールに乗っていたといわれる。ブッシュ政権は対越関係正常化の道順を示した四段階の「ロードマップ」を明らかにしていた。この道順によると、ベトナム側のとるべき四段階の措置は、①カンボジア和平協定の調印と順守②MIA問題解決のための二ヵ年計画実施など③MIA問題の大幅な進展など④自由で民主的な選挙をカンボジアで実現――となつていて、これに対応する米側の四段階の措

日・米に期待するベトナム

置としては①ニューヨークで両国間の外交協議開始など②非営利団体の対越投資容認、米企業に対する対越投資企業化調査認可など③ハノイに政府連絡事務所設立、経済制裁の全面解除④外交関係樹立と大使交換——となっていた。

クリントン政権のベトナム政策もこの「ロードマップ」に沿って行われてきており、九三年七月に国際通貨基金（IMF）など国際機関の融資を認め、九月には国際機関の融資によるベトナムの事業への米企業の参加を認めてきた。これらに続く今回の措置で、米国は「第三段階」の対応をすべて完了したことになり、今後は第四段階の国交正常化に向けて動き出すことになる。

M

国

民福祉税の導入、白紙撤回などで迷走した六兆円減税が、九四年に先行実施されることがようやく決定した。このうち、自動車の割増消費税率の廃止などを除く、所得税、住民税の減税分は五兆四七〇〇億円。現行の税率や各種の控除には手をつけず、一律に税額を二〇%軽減する、かつてない手法で実施される。政府・連立与党的の合意では、この減税は一年限りの時限立法で行うことになつておらず、紛糾していた財源対策については、与党内に協議機関を設置し、新税の創設も含めて検討し、年内の国会で関係法律を成立させることになった。このため、減税の「食い逃げ」ができないしばりが一応かかっていることになり、財源問題との一体処理に固執した大蔵省も、与党合意を受け入れたとみられる。これで、景気回復の決め手とされる所得税減税がようやく実現するが、九五年以降も減税を継続するためには、消費税の税率引上げなどを軸に、この秋以降、財源問題を真剣に討議せざるを得ない。当面の危機を乗り切った細川首相だが、年内には増税問題の決着を迫られることになる。

細川連立政権が誕生した時から、政治改革法案の取扱い、コメ市場開放と並んで、政権を搖がしかねないテーマと指摘されていたのが大規模

★JURIST TOPICS★

所得税減税6兆円の先行実施を決定

の際には、細川首相にしたがつた社会党だったが、二月四日未明、細川首相が六兆円減税の財源として三年後の九七年四月に、消費税（税率三%）を廃止して、税率七%の国民福祉税導入を、唐突に打ち出したことは、激しく反発。武村官房長官も、「あやまちは改めるにしかず」と、

減税の際の財源問題。数兆円規模の減税実施の際に、赤字国債に依存できないことが大方の共通認識になっていることから、消費税の税率引き上げ浮上がりが予想され、これは社会党が簡単には同意できない問題だったからだ。

一月末の政治改革法案の逆転成立

社会党に同調するなど、与党内からも反対の声が強かつたため、国民福祉税の導入問題は、減税実施も含め、いったん白紙に戻された。しかし、細川首相の二月中旬の訪米を控え、所得税減税の実施が国際公約化している点などに配慮。政府・与党は財源問題を先送りして、減税の先行実施を決断した。政治改革法の成立で、高めの国民の支持率が、さらに七〇%台まで上昇した細川首相。突然発表された国民福祉税構想は高い支持率を背景に慢心したためとの批判が相次いだだけに、減税の先行実施を発表した細川首相は、「一連の政策決定のあり方に、さまざまなる批判をいたいたことに對し、國民に率直におわびしたい」と述べ、陳謝の意を表わした。さらに、首相は、財源について「政府・与党一体となって、年内のうちに成立させるのが政治責任だ」とも述べ、国民福祉税導入表明以来、六日間も混乱した政府・与党の対応を反省した。

それでも、減税はどのように実施されるのか。国会で関連法案が可決されると、所得税（一一二月が税率一〇%、一二月が税率九%）は、ことし一月に遡って減税が実施されるため、夏のボーナス時に半年分を、さらに一二月の年末調整に残りの分が還付される。税年度が六月一翌年五月の住民税は、こと

減税上限額を設定

ただ、税額の一律二〇%の軽減は、高額納税者優遇にもつながりかねないため、減税が行われる上限を設けたのも、今回の措置の特徴。上限額は所得税で二〇〇万円、住民税で二〇万円となっている。

この結果、一家四人の平均的サラリーマンのケースで、年収五〇〇万円の場合（同五十三万三千円）の減税額は、現在の所得税・住民税の合計二〇万三千円の減税額は四万六〇〇〇円、年収七〇〇万円の場合（同五十三万三千円）の減税額は一〇万六〇〇〇円、年収一〇〇〇万円の場合（同一三三万四〇〇円）の減税額は二六万六〇〇〇円、年収一五〇〇万円の場合（同三六四万円）の減税額は六七万二〇〇〇円、
「上限措置がきいて二〇%の減税とはならない」になる。

その他にも、「教育減税」として、住民税の特定扶養控除額が三万円引き上げられるため、一六歳以上二三歳未満の子どもを持つ家庭では年間三〇〇〇円の減税が上乗せされ